

事業所母集団データベースの民間での活用について

「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について【別表】（平成22年9月）

統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関し、対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得る。

十月より各省幹事会等で検討

【法制上の課題】

調査票情報については、統計調査の特質から、目的外利用の禁止や守秘義務等が法定されている。このため、仮に制度改正を行うとしても、民間が利用可能な情報はオープンとなっている行政情報に限定する等、具体的情報の範囲、その場合の統計調査への支障等について慎重な検討を要する。

【民間企業等(11社/団体)の意見】

民間での提供より安価であれば、法人リストに対するニーズはある。ただし、これを調査票情報から整備される事業所母集団データベースで実現する場合、統計調査の回答に影響することが想定される。このため、法人リストに記載する情報は、オープンになっている登記等の行政情報に限定すべきである。

【学識経験者の意見】

事業所母集団データベースを民間利用することについては、事業所母集団データベースに調査票情報や行政情報を提供する情報提供側が納得するかどうか、大いに疑問がある。

【諸外国の状況】

米、英、仏、韓、加などビジネスレジスター（事業所に関するデータベース）を整備している国では、当該レジスターの情報は行政機関等における統計利用に限定している。

※「官庁統計の基本原則」（1994 国連）：統計機関が統計作成のために収集した情報（調査票情報）は統計目的以外に用いてはならない。

【情報提供府省の意見】

事業所母集団データベースの情報を民間に広く提供した場合、統計調査の回答がなされなくなるのではないかと懸念がある。

行政情報による随時更新により、適時性に優れた企業情報公開に関する類似の取組の具体化

- 新たな情報通信技術戦略に基づく「共通企業コード」の導入の議論
- 本年6月「社会保障・税番号大綱」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）

法人等に対して付番する「番号」は、広く一般に公開されるものであり自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利用するものとする。※ 法人の番号のほか、名称・所在地を提供・更新することが予定されている。

結論

法人リストが安価に提供されるのであれば、ニーズはある。しかし、そのリストを事業所母集団データベースにより提供することについては、①統計調査に対する回答がなされなくなるのではないかと懸念がある。また、諸外国では、ビジネスレジスターの情報は行政機関等における統計利用に限定している。これらを踏まえると、現段階で法人リストを事業所母集団データベースにより提供することは適当ではないと考えられる（なお、「社会保障・税番号大綱」等の取組を通じて整備される「共通企業コード」等により企業の名称・所在地が公開されることに留意することが必要である）。※「共通企業コード」は、様々な用途で活用されることが想定され、適時性にも優れる。